

## 堺市及び泉大津市におけるはしご付消防自動車の共同運用に係る連携協約（案）

堺市及び泉大津市は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおりはしご付消防自動車の共同運用に係る連携協約を締結する。

### （目的）

第 1 条 この連携協約は、堺市及び泉大津市が相互に連携し、消防力の向上を図るとともに効率的な行政運営を促進するため、必要な事項を定めることを目的とする。

### （基本方針）

第 2 条 堺市及び泉大津市は、前条に規定する目的を達成するため、はしご付消防自動車の共同運用に係る取組について役割を分担し、連携して事務を執行するものとする。

### （連携する取組及び役割分担）

第 3 条 堺市及び泉大津市が相互に連携して実施する取組及び役割分担については、別表のとおりとする。

### （経費負担）

第 4 条 堺市及び泉大津市が負担する額その他負担金に関して必要な事項は、堺市及び泉大津市が協議して定めるものとする。

2 前項の規定により泉大津市が負担するものとして定めた額は、泉大津市から堺市へ納付するものとし、各年度における堺市の決算の結果、泉大津市の納付した額に過不足が生じたときは、堺市及び泉大津市が協議の上、負担金の調整を行うものとする。

### （連絡会議）

第 5 条 堺市及び泉大津市は、この連携協約の推進に係る連絡調整を図るため、定期的に連絡会議を開催するものとする。

### （連携協約の効力）

第 6 条 この連携協約は、令和 6 年 4 月 1 日から効力を有するものとする。

### （補則）

第 7 条 この連携協約に定めるもののほか、この連携協約に関し必要な事項は、堺市及び泉大津市が協議して定めるものとする。

### 別表（第 3 条関係）

取組	堺市の役割分担	泉大津市の役割分担
40 メートル級はしご付消防自動車の運用に関する取組	泉大津市からの要請に基づき、堺市が中心となって 40 メートル級はしご付消防自動車の運用に取り組む。	堺市が有する 40 メートル級はしご付消防自動車の運用（車両整備及び維持管理を除く。）に連携して取り組む。